

全 仙



No. 391

1993. 9



第5回加盟団体代表者同和研修会 (関連記事4・5頁)



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

理事会・評議員会開催

日谷周映理事長を選出



開かれた理事会・評議員会

去る八月三十一日午後二時から、京都グランドホテルを会場に、理事会・評議員会が開催された。三帰依文唱和の後、籙本事務総長が、この度の臨時評議員会開催につき、趣旨説明を行った。つづいて評議員会の議長に寿山良知師、議事録署名人に熊谷宗恵、小野塚幾澄の両師を、また理事会の議事録署名人に服部栄隆、小倉宗徳の両師を選出、議事に入った。

最初に評議員会の第一号議案として「辞任に伴う理事選出の件」が上程され、石上智康師に替って、日谷



挨拶する日谷理事長

周映師が選出された。引き続き理事会において、第一号議案「辞任に伴う理事選出の件」が上程され、日谷師を新理事長に選出した。

その後、理事会第二号議案として「平成六年度予算編成の基本方針について承認を求めらるる件」が、日谷議長より上程され、斎藤財務部長説明の後、原案通り承認された。

理事会第三号議案「ルンビニー園マヤ堂修復計画に伴う後期考古学調査実施計画並びに予算について承認を求めらるる件」は、評議員会第二号議案「ルンビニー園マヤ堂修復計画に伴う後期考古学調査実施計画並びに予算について意見を求める件」と同時に審議が進められた。川井匡俊ルンビニー委員長、木内国際文化部長、斎藤財務部長が、スライド等を使用して、今秋から実施予定の考古学調査に関して、その詳細を説明、質疑応答の後、原案通り承認された。

最後に、報告事項として、①本会へ寄進された仏舎利の件、②災害見舞金拠出の件、③事務総局各部報告、が各担当部長より報告され、全ての日程を終了した。

会議終了の後、同じ京都グランドホテルで懇親会が開催された。最初に日谷新理事長が就任の挨拶を行い、つづいて多紀頼信師が乾杯を発声、出席者による和やかな懇談の時が持たれた。

ルンビニー 視察団募集

本会では今秋、左記の要領で、ルンビニー園視察代表団を派遣することになり、現在、参加者を募集している。

期間 十一月二十八日～十二月四日

人員 二十名

費用 五十八万八千円

出発地 東京(成田)、大阪

旅行社 JTB東京中央支店

(〇三―三二五七―八四二三)

締切 十月十五日

ルンビニー委員会

本年度第二回のルンビニー委員会が、七月二十三日午後一時から、真宗大谷派宗務所会議室で開催された。

最初に、小田原利仁師の辞任で空席となった副委員長に、同じ曹洞宗の佐々木孝一師を選出した。つづいて、後期考古学調査実施計画及び予算についての審議が行われ、質疑応答の後、事務局案が承認された。この議案は次の理事会へ諮られることになった。その他、専門家会議開催時期、菩提樹の件等が話し合われた。

この視察団派遣は、昨秋より実施されている、ルンビニー園マヤ堂の考古学調査に関して、その現況を一人でも多くの加盟団体関係者に、直接見ていただきたいという主旨で、

計画されたものである。
日程の詳細は左記の通りだが、日本・ネパール間の航空機はビジネスクラスを利用、また宿泊もホテル・ヒマラヤカトマンズなど、一流ホテルの使用を予定している。
この視察団に関する問い合わせは、全日本仏教会国際文化部まで。

11月28日 (日)	東京(成田) 発 バンコク 着 大 阪 発 バンコク 着	19:00 23:40 17:15 20:55	TG773便 TG623便	着後: ホテルへ 着後: ホテルへ
11月29日 (月)	バンコク 発 カトマンズ 着	10:55 12:55	TG311便	着後: ホテルへ
11月30日 (火)	カトマンズ 発 バイラワ 着 バイラワ 発 ルンビニー 着	12:05 12:40 13:00 13:30	RA154便 専用バス	着後: ルンビニー園視察
12月1日 (水)	ルンビニー バイラワ 発 カトマンズ 着	13:25 14:00	RA142便	ルンビニー園周辺視察
12月2日 (木)	カトマンズ	終 日		LDTとの交歓会等
12月3日 (金)	カトマンズ 発 バンコク 着	13:55 18:15	TG312便	
12月4日 (土)	バンコク 発 東京(成田) 着 バンコク 発 大 阪 着	11:00 19:00 10:30 19:55	TG640便 TG620便	着後: 流れ解散となります 着後: 流れ解散となります

加盟団体代表者同和研修会

「檀家制度の設立と差別戒・法名」

圭室文雄氏が講演

第五回加盟団体代表者同和研修会が、去る七月二十七日午後一時半から、京都グランドホテルを会場に、本会加盟の宗派、都道府県仏教会、各種団体の代表者約百名を集めて開催された。

研修会は、明治大学教授の圭室文雄氏が、「檀家制度の成立と差別戒・法名」のテーマで、要旨次のような話をした。

※ ※ ※

檀家制度が成立した時期は、それほど古い事ではない。すなわち、一六三五年に江戸幕府が「寺請制度」を施行し、それ以来寺檀関係が形成されて行く。それによって制度的に日本人全員がどこかの寺に所属しなければならなくなった。またこの制度により、キリスト教徒であるかどうかという事を認定するという、その判断権が寺の住職に任せられたわけである。

この時期の寺の規模は、一般的に大体五坪

から十坪以内の本堂あるいは持仏堂がある程度であった。それらの規模が拡大して行くのは一七〇〇年以降で、ここで初めて檀家制度を持つ寺院が作り上げられて行ったのである。

したがって、一六三五年に「寺請制度」が施行された段階から寺にとって、この制度を行う事によって檀家というものを持つ事ができるという事は、非常に大きな変革期でもあった。

幕府は「寺請制度」が施行された三年後の一六三八年に、キリスト教徒がいた場合に密告すれば獎金を出す旨の高札を出し、同時に「寺請証文」の案文を提出するように全国の寺院に指示をする。この段階から「寺請制度」はスタートし、そして檀家制度というものが成立し、今日までつづく。

この「寺請証文」には離檀を禁止するような箇条が出ており、生まれる前からその寺の檀家と決まってしまう、選択の自由というものはこの段階からまったたくなくなる。したがって、「寺請制度」という特異な制度によって作り上げられたものが檀家制度なのである。そして寺の住職が戸籍係的な役割を事実上、江戸時代のこの段階から任されて行くところに一つの問題がある。

ここでキリシタンであるというレッテルを張られると、一般的な戸籍である「宗門人別帳」に入る事は許されず、それとは別戸籍として「切支丹類属戸籍」、あるいは「非人戸籍」といった差別的な戸籍が作成される。

一六八七年に「切支丹類属戸籍」を出すための「諸寺院条目」という幕法が出される。そしてここで採られた「密告制度」というものが、本来キリスト教徒でない者をも全部含めて類属を広げて行ってしまふ条件となった。またそれによって切支丹類属は、生前には身分的差別、そして死後には宗教的差別を受けた事は間違いない。

この幕法たる「諸寺院条目」を受けて、寺側は「邪宗門吟味之事」という十五ヶ条におよぶ儀文書を作成し、寺請の条件を寺側の都合の良いようにふくらませて行った。これにより一七〇〇年を過ぎて、寺院の勢力は飛躍的に拡大し、伽藍の新築、改築が盛んに行われる。飛躍的に拡大する条件は、この時期までに檀家制度が完璧になり、離檀ができなく



講演する圭室文雄氏

なった事による。すなわち、「邪宗門吟味之事」によれば、檀家たる者は寺の仏用については積極的にそれを補助せよとの条文があるのである。

一七〇〇年代を境として、寺において「過去帳」の整理、作成が盛んに行われるようになり、それに伴って十三仏事の義務付けが行われる。また、堂塔伽藍の整備に祠堂金の運用が行われるようになるのもこの時期からである。

墓石を作るといふ慣行もこの時期からである。つまり墓石を作るといふ慣行はその前段階ではなかったわけであり、「宗門人別帳」に石工や大工の名称が出てくるのは元禄期以降である。すなわち、その需要がなければ職種として成り立たないわけである。

したがって、ここで問題とされる差別戒・法名、差別墓石というものも、トータルな形で調査をすれば元禄以降のところにそのポイ

ントがある。

差別教育的なものが、寺子屋を通じて展開されて行った背景には、談義本による差別教育の助長というものがある。例えばその一つに「近世往生伝」というものがある。田舎談林といわれるような、当時の国単位の談林の記録、あるいは貯蔵本を調査していると必ず出てくるものである。この「近世往生伝」は来世で極楽往生するために、現世でどういう事をすれば良いのかという事を、職業的なもの、性別、年齢別、また産業別等に分け詳細に書かれている。そこで散見するものは同じく、ほとんどが一七〇〇年以降のものであり、そこでは因果応報思想的なもので単純に説明がなされており、業の問題も含め多くの差別事象が見られる。

また、「妙好人伝」や様々な本尊の「靈験記」、「利益記」といったものにも身分的な差別、障害者差別、女性差別といった差別事象が多見できる。そしてそれらは本来、宗祖の教義をどう分かりやすく理解させるかという事にポイントをおくべきが、必ずしもそうではなく、中には宗祖がいていない事も説明されているものもある。

この談義本というものが、分かりやすい形で寺子屋での教育や、寺における説教に使われたという事が、結果的には差別の助長につ

ながって行ったといえる。

したがって、これまで見てきたように、差別事象、差別戒・法名というものを作り得る歴史的な状況というものは、檀家制度の問題と談林教育の問題にあり、これらをもう少し検討して行かなければ、それらの状況に至った経緯がつかめないだろう。

概して、日本仏教史の研究というものは、教義の研究、教団の研究というものが、明治以来の主流を占めてきた。しかし、これからはこうした制度や体制の側からではなく、民衆側、末寺の側からの資料による研究が、大幅に進んでくるだろう。

扇子

山田恵諦会長
(天台座主猊下)

ご染筆

箱入 2,000円

第二十四回 「業・旃陀羅問題」に関する研究会

宿業説についての私論

『仏説善悪因果教』の
△問い▽と△答え▽をめぐって真宗大谷派
教学研究所所員

西田 真 因

第二十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る八月二日午後一時半から、真宗大谷派宗務所会議室で開催された。

真宗大谷派教学研究所所員・西田真因師が「宿業説についての私論——『仏説善悪因果経』の△問い▽と△答え▽をめぐって——」のテーマで、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※

「宿業」の問題をめぐる、特に江戸時代以降これまで説かれてきた善悪因果的な説教に対し、宿業論的説教は差別にあって、前世の業だとして諦めさせ、批判や反抗の芽を抜き取ってきたことから、見直しを迫る論議がなされている。この問題について、真宗においては、宿業説は彌陀の本願・大悲という問題に深く係わる課題であり、どのような意味で差別的機能を果たしてきたかの洗い直しをす

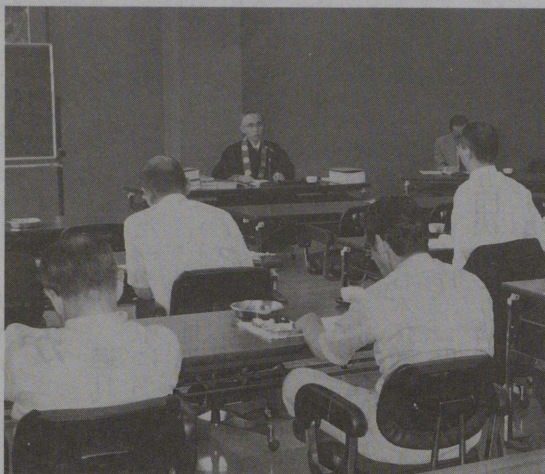
ることと、宿業説の核心として説かんとしてきた問題そのものを新しく生かし、今後どう展開するののかという、二つの側面があると考へる。

『仏説善悪因果経』は、偽経として、大正新修大藏経八五巻に収録されているが、『偽経の研究』（牧田諦亮著）によると、四世紀から五世紀にかけての頃に、中国で撰述されたといわれている。また、この経が日本に入ってきた時期は、『日本国現報善悪霊異記』中、二カ所に「善悪因果経に云はく」との引用があることから、すくなくとも八世紀末には招来されていたと推定される。そして、この経の思想が、『靈異記』や『三宝絵』などの仏教説話集に影響を与え、説話文学を通して日本人の発想・思考形式に大きな影響を与えていったと考えられる。特に江戸時代の仮

名草紙・浮世草紙などの庶民文化の勃興とともに、道徳的教訓書として製作され、そのことによって差別的言説体系が民衆の中に広く深く滲透していったと考えられる。このことは、『善悪因果経直解』『善悪因果経鈔』『善悪因果経龜鑑』などの解説書が、一六〇〇年代に上梓されていることから知られる。

『仏説善悪因果経』の冒頭で、「阿難」は「世尊」につきのように問いを発している。

「世尊、今、世間等同一種に生れ、人中に在るを見るに、好き有り、醜き有り。強き有り、弱き有り。貧有り、富有り。苦有り、楽有り。貴有り、賤有り。——畜生之形を作し種々異類有り。唯、願くは世尊、広く因果を説きたまへ。」と。この問いは、この経の制作者の問いであるが、この世の在り方をみると全く千差万別であり、一人として同じ者がいない。何故にこのような差別（シャベツ）があるのですかとの問いであり、誰しも抱く人間の原初的で普遍的な問いであるといえる。これと同様の問いが、二世紀頃の成立といわれる『ミリンダ王の問い』（東洋文庫、平凡社刊）の中にもみられるが、ミリンダ王のみが問うているのではなく、この世の中の現象をみたとき、人類の歴史の中で人々は同じ問いを問うてきたのではないかと考へる。この問いに対して、釈尊は、「業の異なるこ



発表する西田師

とよって人々は平等ではない」と説かれたと答えられている。

この人間の普遍的な問いに対して、『仏説善悪因果経』の「仏」は、「報いを受くること、同じからざるは、皆、先の世の心を用いるの等しからざるに由る。」と答え、先ずその同じからざる理由を提示する。この答えには一、この世と先の世の三世の因果があり、二、「心」を用いること、この場合の「心」は道徳心・道徳意志を指す、三、道徳心による因果応報、の三要素が提示されている。この三要素により「仏」の答えの特質と方向が既に示されているといえる。

『善悪因果経』の答えの全体をみると、説

かれていた内容は、次のように分類できるといえる。

一、自然的範疇に含まれる事項として、(一) 寿命の長短、(二) 容貌の美醜、体型の長短、(三) 身体の病氣・障害、(四) 知能の優劣、について
二、社会経済的範疇に含まれる事項として
貧富について

三、政治的支配的範疇には、貴賤について
四、実存的範疇では、子供の有無や性格の正邪、が説かれている。以上の善悪因果の命題は、現在の状態を前世の道徳的行為の結果として捉え、前世の原因を明かにするという形式である。

また、現世と未来世の関係における善悪因果についても説かれている。これは一種の予言であり道徳的抑制的な命題であるが、(一) 仏法・僧侶に関する因果、(二) 日常生活の因果、(三) 言葉の因果、(四) 幸福の因果、が述べられ、後段に、仏教の善の基本である「十悪業」に配当して、悪の因果が説かれている。

更に、十悪業の苦から免れるための「修福」の善行として、(一) 宗教的善行、(二) 道徳的善行、(三) 社会的善行、が説かれている。

以上の命題で特徴的なように、この経の「答え」は、全てを道徳心により説明している。すなわち、慈心、殺生、忍辱、瞋恚、恭敬、慢法、傲慢、不喜聞法、悪罵、慳貪、憍

慢、礼拝、布施、破壊三宝、持戒、破戒、等々の道徳心の行使に因って、善悪の因果が分かれていくと考えられている。これが具体的にイメージを借りながら表現されており、これを簡略化したものが「因果和讃」である。

これまで、『善悪因果経』の「問い」と「答え」について、若干の検討を加えてきたが、ここで問われている問いは、どうしてこの世に千差万別(差異)があるのかという問いであり、単に、ミリングタ王や因果経のみの問いではなく、現代でも問われている人間の認識論的欲求に基づく問いである。この普遍的・実存的な問いに対する「答え」は、時代の文化的状況の中で、ある思想的立場からなされてくるのであり、「問い」と「答え」は切り離して考える必要があると考える。

特に現代は、ヨーロッパの思考に基づいて日常生活が営まれているが、この意味では、ものの考え方において過渡期に遭遇しているとみなされる。我々が伝統してきた教への精神が、そのままでは現代に表現しきれない面が生じており、したがって、人間の実存的な問いと、それに対する答えとしての宿業の問題を、宗祖の精神に環ることを通して、教への核心をどのように表現し直すことができるのか、現代の我々に課せられた課題である。

日宗連が「質問書」を提出

公認会計士・安部忠氏が、過日、朝日新聞「論壇」に発表した一文の中に「宗教家は税金ゼロかせいぜい一〇%の捕捉率」という表現があり、問題となっている。これに対して日宗連は次のような「質問書」を提出した。

※ ※ ※

前略 私ども(財)日本宗教連盟は、教派神道連合会、(財)全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、(財)新日本宗教団体連合会の五団体により構成され、宗教文化の振興に寄与することを目的とした団体であります。

そこで早速ですが、去る平成五年四月二十四日付、朝日新聞掲載の貴殿の論文について、その一部に「所得税源泉徴収制度」の現況に係る意見を拝承致したところでありますが、宗教法人及び同関係者はもとより、国民に広く誤解を招いた恐れがあり、甚だ残念に存じます。

つきましては、当該貴論文中三段目から四段目に係る「・・・宗教家に至っては税金ゼロかせいぜい一〇%の捕捉率」という極端な不公平を生む仕組みになっている」について、本連盟に所属する各団体傘下の単位宗教法人にあっては、役員等の給与所得等は、一般

法人同様、源泉徴収を義務づけられており、その法律を厳格に履行することによって完全に捕捉されておると考えます。いかなる根拠において貴見の当該主張が導き出されたものであるのか、窺いたいと存じます。

御多忙中恐縮に存じますが、何卒お聞き取り下さいますようお願い申し上げます。 敬具

平成五年六月十六日

財団法人 日本宗教連盟
事務局長 打田 文博
安部 忠 殿

哀 悼

菱木 照榮(全仏評議員)
八月十三日、六十六歳で遷化
真言宗智山派教区代表会前議長

≡≡≡事務局録事≡≡≡

- 一 八月一
- 二日 同和研究会
 - 五日 局内会議
 - 二十日 局内会議
 - 二十六日 局内会議
- 日宗連税制特別委員会
三十一日 理事・評議員会

全仏手帳

一九九四年版

申込み受付中
全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、ご注文はお早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録その他

サイズ 9×14 cm

定価 七〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一四
全日本仏教会
全仏手帳係

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965